

財関第965号
平成30年6月29日

各税関長殿
沖縄地区税関長殿

関税局長 飯塚 厚

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成30年7月1日（ただし、下記第5については、同年10月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第1005号を別紙4-1のように、税関様式C第5015号を別紙4-2のように、税関様式C第5450号を別紙4-3のように、税関様式C

第5500号を別紙4-4のように改める。

2. 税関様式B第1070号を別紙4-5のように改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙4-6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第5360号を別紙5-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙5-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改める。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を次のように改める。

「横浜税關における税關官署の開庁時間について」を別紙7-1のように、「名古屋税關における税關官署の開庁時間について」を別紙7-2のように、「大阪税關における税關官署の開庁時間について」を別紙7-3のように改める。